



大分県医師会 災害医療マニュアル

第1版



2019年3月

一般社団法人 大分県医師会

目次

I. 本マニュアルの目的－被災地医師会、応援地医師会として	1
II. 災害対応基本戦略	2
III. 大分県の災害対応	3
IV. 本マニュアルと行政支援構造との関係	5
V. それぞれの郡市医師会で必要な準備	6
VI. 具体的行動	7
1 自地域が被災地となった場合の行動	7
○ 被災地郡市医師会担当理事の行動	7
○ 副担当理事の行動	8
○ 会員の行動	8
○ 避難所、救護所に出動した会員の行動	9
○ 医師会事務局の行動	9
2 自地域が応援側になった場合の対応概念と行動	12
○ 応援地郡市医師会担当理事、副担当理事の行動	13
○ 会員の行動	13
○ 事務局の行動	13
VII. 大分県医師会の役割と具体的行動	14
○ 会長の行動	14
○ 副会長の行動	14
○ 担当理事の行動	15
○ 事務局の行動	15
VIII. 災害医療の基礎知識	16

IX. 参考資料

○ 連絡先一覧

1 郡市医師会	17
2 大分県	18
3 保健所	18
○大分県災害拠点病院	19
○共通状況図 (Common Operational Picture)	20

I. 本マニュアルの目的－被災地医師会、応援地医師会として－

僅かこの30年の間に、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして九州では熊本地震と九州北部豪雨、西日本豪雨など甚大な自然災害が発生した。

そのような中、行政では大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築並びに調整を行う医師を「災害医療コーディネーター」と位置づけ、官民一体となって災害医療に対応しようとする制度が始まりつつある。

本県では、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震・津波による甚大な被害が想定されており、災害発生時に被災地域での救助・救出活動、避難生活者への支援を迅速に行うことが求められている。

大分県医師会では、行政との連携を密にして大分県医師会災害医療マニュアルとして災害医療対応を郡市医師会と共に構築することとした。

したがって本マニュアルは、大分県で甚大な広域災害が発生した場合に、県内の郡市医師会に所属する医療機関及び医師が、災害医療対応を発災直後から自動的かつシステマティックに開始できるように作成したものである。

特に、DMAT や日本赤十字社などの医療支援チームが到着する前の段階（下図の郡市医師会部分）について、活動を具体的に示したものである。

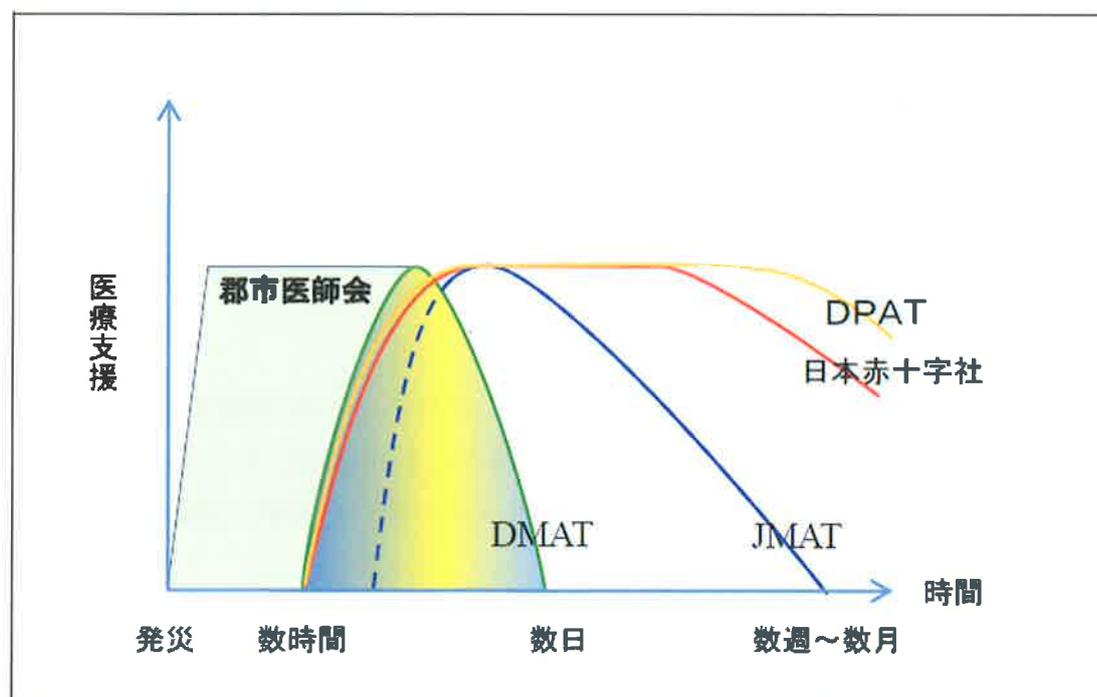


図1. 災害医療支援チームの活動時期

II. 災害対応基本戦略

1. 被災地域の医療機関の基本的な活動方針

(1) 被災地域において診療機能が確保されている病院や診療所等の医療機関では、速やかに傷病者の受け入れ体制を整備するとともに、受入時のトリアージを行い傷病者への応急処置等を行う。また、医療機関内での対応が困難な重症者等については、速やかに消防機関や地域医療本部又は県医療本部へ、診療可能な医療機関への搬送を要請する。

(2) 自院内で診療行為の継続が不可能な場合では、先ず病院避難を行いそれが完了した後は、医師、看護師等の派遣、医薬品、医療資器材等の供給等により、近傍に設置された医療救護所又は他の診療可能な医療機関における医療救護活動を積極的に支援する。

2. 非被災地域の医療機関の基本的な活動方針

(1) 非被災地域にある病院及び診療所等は、速やかに重症傷病者等の受入とともに必要な診療体制を整える。

(2) 被災地で展開される医療救護活動を積極的に支援するため、関係機関からの要請に基づき、医療救護班の編成及び派遣を行うとともに医薬品、医療資器材等を供給する。

災害が発生し、被災地医療を支援する必要が生じた場合に行うことは以下の4つである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災地の医療需要を把握する(2) 被災地の医療供給能力を把握する(3) 応援側の医療資源情報を集める(4) 被災地への医療支援方法を最適化する<ul style="list-style-type: none">・ JMAT を被災地へ派遣・ 傷病者を被災地外へ搬出 |
|--|

災害医療に関与する者はあらゆる方法を用いて、これら4つを実施するべく互いに協力しなければならない。具体的には災害発生直後から郡市医師会が活動を開始し、DMAT や日本赤十字社を始めとする災害医療支援チームが着いた段階で連続的かつ相補的な活動ができるようにしておくべきである。

最終目的である医療支援方法が最適化されるためには、刻々と変化していく被災地の医療需要と応援側の供給状況を、互いに連絡して共有する共通状況図 (Common Operational Picture) を事前に作成しておくことが有効である。大分県医師会の災害医療対応時のCOPを以下に示す。

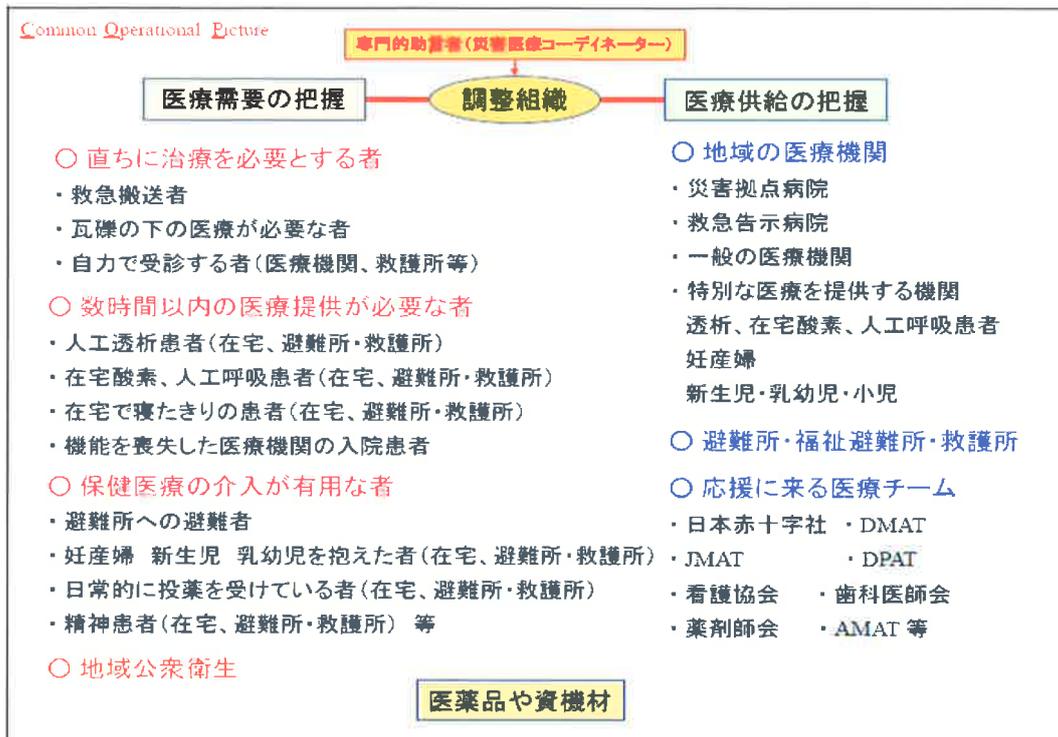


図 2. 共通状況図 (Common Operational Picture)

III. 大分県の災害対応

1. 大分県内に震度 5 強以上の地震が発生した場合や大津波情報が発表された場合等には大分県福祉保健医療部に災害医療対策本部を設置する。

2. 県内における医療救護活動は、行政、災害医療コーディネーター及び関係機関により構成される災害医療対策本部によって統括調整されることになっている。

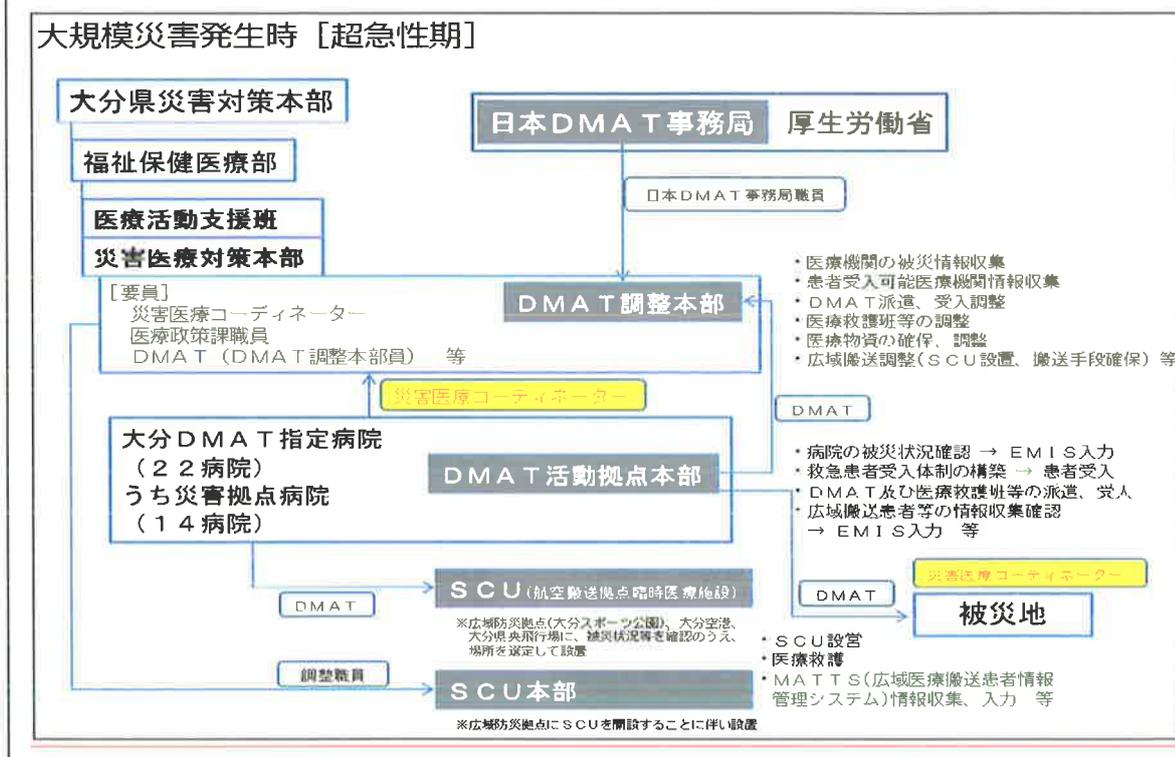
(1) 災害医療コーディネーター

大規模災害時に県庁等へ参集し、災害時の医療救護活動を統括する地域の医療提供体制に精通した医師(あらかじめ県が登録)

(2) 災害医療コーディネーターの業務

- ・被災地の医療需要の把握・分析・予測
- ・関係情報の収集・発信
- ・JMAT を含む各種医療救護班の派遣及び活動に関する調整に係る行政への専門的助言・技術的支援
- ・受入医療機関の調整、医療救護活動に係る行政への専門的助言・技術的支援

(3) 大分県庁に設置される災害医療対策本部の基本的組織構成（下図；図3.）



(4) 被災地との一体運営

- 被災地域を管轄する保健所等（保健所設置市）に地域災害医療コーディネーターを配置
- COP（共通状況図）を踏まえて情報を収集・整理
- 大分県医師会、郡市医師会等関係団体が行政と相補的活動

表1. 災害医療コーディネーターの配置（派遣）先

区分	配置先	配置人数
県災害医療コーディネーター	県庁内（災害医療対策本部）	1～2名
地域災害医療コーディネーター	被災地となった県内の市町村を管轄する保健所 大分県設置 ・東部(別府市) ・豊肥(豊後大野市) ・中部(臼杵市) ・西部(日田市) ・南部(佐伯市) ・北部(中津市) 大分市設置 ・大分市保健所	各1～2名

IV. 本マニュアルと行政支援構造との関係

災害対応は、地域防災計画に基づく行政活動である。災害が発生した場合、その医療活動は行政、民間という区別ではなく、『医師』としてのプロフェッショナルリズムによって成されることを考えれば、医師会が行政活動について、その専門部分を担い、行政組織と緊密に連携しながら災害医療の効率的運用を図ることが有用である。

東日本大震災等の経験を踏まえ、国では都道府県の役割として、医療関係団体の派遣要請や派遣中出の受入を行うなどのコーディネート機能を担うものとなっている。大分県では、災害発生時のできる限り早い段階で、災害医療コーディネーターを、県庁内の災害医療対策本部及び、県内被災地域を管轄する保健所等に配置することとした。これら、災害医療コーディネーターはCOP（共通状況図）に基づいて情報を整理し、被災地の医療需要と供給の調整について行政支援を行うこととし、大分県地域防災計画に位置づけられている。

本マニュアルは、県内で災害が発生した際に、郡市医師会員が災害医療に協力する際、効率的運用ができるよう大分県地域防災計画と相補的な役割を果たすことを目的に、被災地となった医師会会員の具体的動き、及び医療供給側となる応援地医師会の情報収集体制並びに大分県医師会の対応について示したものである。

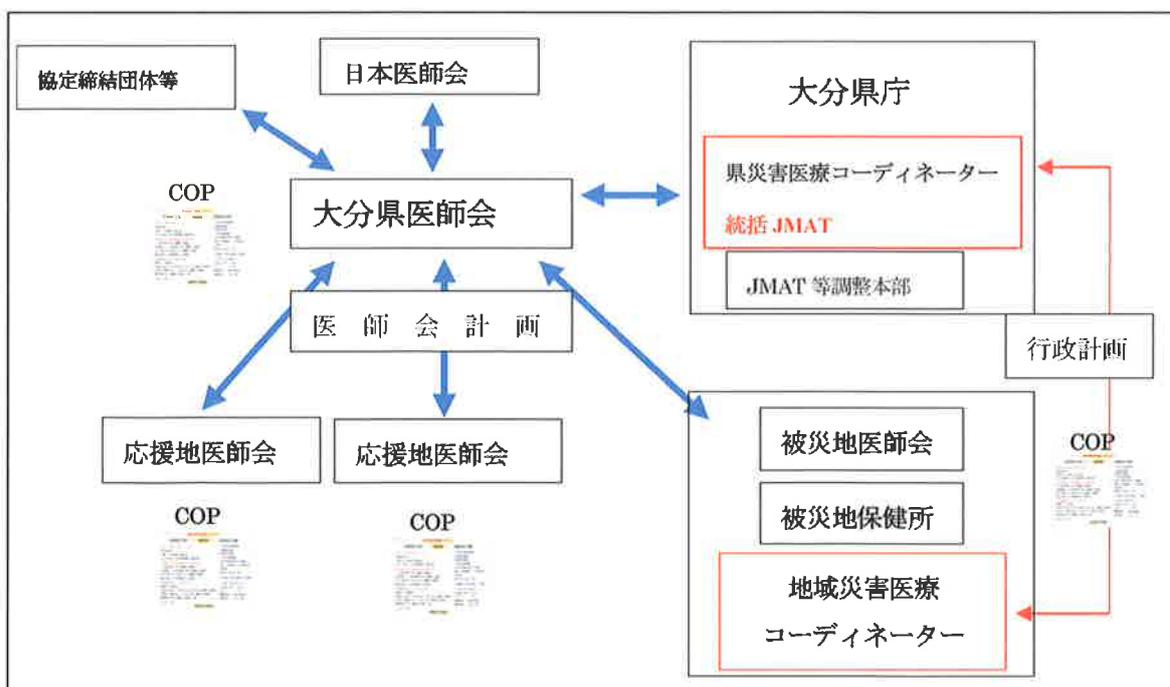


図4. 本県の基本的情報収集体制

V. それぞれの郡市医師会で必要な準備

- (1) 自地域の災害拠点病院、救急病院の把握
- (2) 災害時に対応する行政部署の把握
- (3) 地域防災計画の把握
 - ・ 想定災害
 - ・ 応急対応
 - ・ 避難所、救護所
- (4) 会員に災害発生を知らせ、JMAT 隊員の登録をするシステム構築
 - ※各圏域 1 チーム必要 (県医 訓練の実施)
- (5) 行政と地域災害医療コーディネーターが集まる場所の設定
- (6) COP (共通状況図) に基づき情報を集めるシステム
- (7) 関係団体窓口の確認、連携方法の事前調整
 - ・ 大分県透析医会
 - ・ 日本透析医会災害情報ネットワーク
 - ・ 大分県臨床工学技師会
 - ・ 在宅酸素療法、人工呼吸器使用患者
 - ※難病指定患者は保健所が把握
 - ※在宅酸素患者については各医療機関が把握
 - ・ 小児・周産期対応に関する団体
 - ・ その他、災害時要援護者に関する団体
- (8) 本マニュアルの理解
- (9) JMAT 編成基準の作成
 - ・ 医師
 - ・ 事務担当者
 - ・ 看護師 (対応場所での看護協会との連携を含む)
 - ・ 薬剤師 (対応場所での薬剤師会との連携を含む)
- (10) 医療資機材・薬剤の調達方法
- (11) 訓練

VI. 具体的行動

1 自地域が被災地となった場合の行動

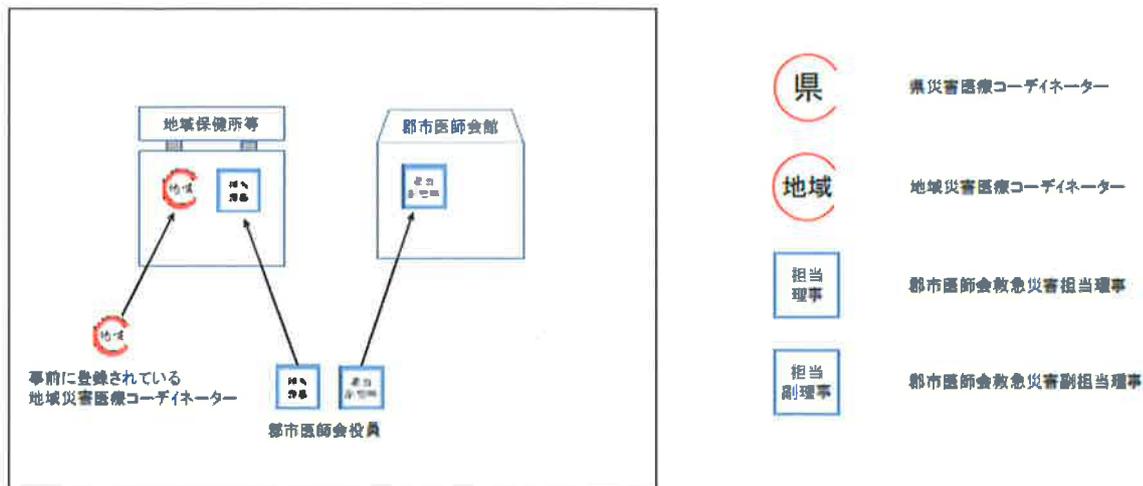


図5. 担当理事、副担当理事の行動

○ 被災地郡市医師会**担当理事**の行動 ⇒ 災害医療対策の一部となる

- (1) 家族と自身の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (4) 地域の保健所等に行く
- (5) 保健所等到着を郡市医師会、県災害医療コーディネーターに知らせる（登録）
- (6) 下記の災害医療を構築する関係者を把握し、連絡手段を確立する
 - ・ 緊急連絡網の作成
 - ・ 地域で DMAT 統括を行う者（統括 DMAT） _____
 - ・ 地域災害拠点病院 _____
 - ・ 行政の災害医療担当者 _____
 - ・ 県災害医療コーディネーター _____
 - ・ 県に参集した JMAT 等調整本部（医師会関係者） _____
 - ・ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を担当する者 _____
 - ・ 自医師会員の行動調整を行う者 _____
- (7) 災害医療を構築する関係者の情報を郡市医師会の**副担当理事**に知らせる
- (8) 担当者等と協力しながら可能な限り地域の COP 情報を集める
- (9) 集めた COP 情報を、適宜、大分県庁の JMAT 等調整本部に知らせる
- (10) 同様に郡市医師会の副担当理事に知らせる
- (11) 郡市郡市医師会員の初期役割分担を決める
 - ・ 災害拠点病院支援
 - ・ 救護所支援
 - ・ 避難所支援
 - ・ 自医療機関での患者受け入れ

- (12) 郡市医師会事務局に会員の行動調整指示を出す
- (13) 地域災害医療コーディネーターの到着を待つ
- (14) 地域災害医療コーディネーターと共に今後の方針を検討する
- (15) 自身の役割が継続できるような人的調整を行う

○ **副担当理事**の行動 ⇒ 郡市医師会の統括

- (1) 家族と自身の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (4) 郡市医師会に行く
- (5) 郡市医師会到着を担当理事・保健所等に知らせる（登録）
- (6) 大分県医師会に災害対応体制立ち上げを知らせる
- (7) 事務担当者を指名する
 - ・ 会員医療機関の傷病者受け入れ可能情報を集める者 _____
 - ・ 担当理事、副担当理事をサポートする者 _____
 - ・ 県医師会と連絡する者 _____
 - ・ JMAT を編成する者（継続的派遣を含む） _____
 - ・ 必要となる資機材・薬剤の調整を行う者 _____
- (8) 担当者等と協力しながら可能な限り COP 情報を集める
- (9) 保健所等に到着している担当理事へ情報を逐次連絡する
- (10) 自身の役割が継続できるような人的調整を行う

○ **会員**の行動

- (1) 家族と自身の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (4) 郡市医師会又は県医師会に連絡する（登録）

※連絡がつかない場合は県医師会へ連絡

報告事項

- ・ 自分の名前と連絡先
- ・ 自医療機関の被災状況並びに傷病者受け入れ可能状況
- ・ JMAT への参加可否
- ・ 持ち出し可能資機材・薬剤
- (5) 自施設の状況を入力（ID： _____ PW： _____）
 - 【無床診療所の場合】 おおいた医療情報ほっとネット
 - 【病院・有床診療所】 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）
- (6) 保健所等にいる担当理事、郡市医師会の事務局に COP 情報を伝える。
- (7) 持ち出し資機材・薬剤の準備
- (8) 郡市医師会からの指示を待つ

○避難所、救護所に出動した会員の行動

- (1) 避難所・救護所到着を郡市医師会又は県医師会事務局へ知らせる
- (2) 出動した医療救護チームの看護師等と役割分担
 - ・医療に関する情報（COP）をまとめる者 _____
 - ・避難所・救護所環境に関する情報をまとめる者 _____
- (3) 避難者・救護者の概要を把握する
 - ・数
 - ・男女比と年齢構成
 - ・環境：混雑度ライフライン、トイレ等
- (4) 保健所等にいる担当理事、郡市医師会の事務局に COP 情報を伝える
- (5) 必要な応援を伝える

○ 医師会事務局の行動

- (1) 家族と自身の安全を確保する
- (2) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (3) 医師会館に行く
- (4) 医師会館到着を会長、担当理事、副担当理事に知らせる
- (5) 保健所等にいる担当理事と連携の下、副担当理事と協力して以下の担当者を指名する
 - ・会員医療機関の傷病者受け入れ可能情報を集める者 _____
 - ・担当理事、副担当理事をサポートする者 _____
 - ・県医師会と連絡する者 _____
 - ・JMAT を編成する者（継続的派遣を含む） _____
 - ・必要となる資機材・薬剤の調整を行う者 _____
 - ・関係者の食事等を準備する者 _____
- (6) JMAT を編成する
- (7) JMAT へ出向避難所を指示
- (8) 担当者等と協力しながら可能な限り COP（共通状況図）情報を整理する
- (9) 保健所等にいる担当理事へ情報を逐次連絡する
- (10) 自身の役割が継続できるような人的調整を行う
- (11) 調達可能資機材・薬剤の確認

表2. COP 項目

(別添2)

避難所情報 日報
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数 昼: 人 夜: 人	
	電話	FAX	施設の広さ	
	スペース密度	過密・適度・余裕	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを 含む)	
組織や活動	管理統括・代表者の情報 氏名(立場) その他		避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など)	
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有()・無		
	外部支援	有(チーム数: , 人数: 人)・無 有の場合、職種()		
	ボランティア	有(チーム数: , 人数: 人)・無 有の場合、職種()		
	医療の提供状況 敷設所 有・無 巡回診療 有・無 地域の医師との連携 有・無			
環境的側面	現在の状況		対応	
	ライフライン	電気	不通・開通・予定()	
		ガス	不通・開通・予定()	
		水道	不通・開通・予定()	
		飲料水	不通・開通・予定()	
		固定電話	不通・開通・予定()	
		携帯電話	不通・開通・予定()	
	設備状況と衛生面	洗濯機	無・有(使用可・使用不可)	
		冷蔵庫	無・有(使用可・使用不可)	
		冷庫	無・有(使用可・使用不可)	
		照明	無・有(使用可・使用不可)	
		調理設備	無・有(使用可・使用不可)	
		トイレ	使用不可・使用可(箇所) 清掃・くみ取り 不良・普・良 手洗い場 無・有 手指消毒 無・有	
	生活環境の衛生面	風呂	無・有(清掃状況:)	
		喫煙所	無・有(分煙: 無・有)	
		清掃状況	不良・普・良	
		ゴミ収集場所	無・有 履き替え 無・有	
		換気・温度・湿度等	空調管理 不適・適	
		粉塵	無・有 生活騒音 不適・適	
	食事の供給	寝具乾燥対策	無・有	
ペット対策		無・有 ペットの収容場所 無・有		
1日の食事回数		1回・2回・3回		
	炊き出し	無・有 残品処理 不適・適		

**避難所避難者の状況 日報
(共通様式)**

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態		対応・特記事項		
配 慮 を 要 す る 人	高齢者	人	うち65歳以上 うち要介護認定者数	人 人		
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人		
	産婦	人				
	乳児	人				
	幼児・児童		人	うち身体障害児	人	
			人	うち知的障害児	人	
			人	うち発達障害児	人	
	障害者		人	うち身体障害者	人	
			人	うち知的障害者	人	
			人	うち精神障害者	人	
			人	うち発達障害者	人	
	健康患者		人			
在宅酸素療養者		人				
人工透析者		人				
アレルギー疾患患者		人				
服薬者数	服薬者		うち高血圧治療薬	人		
			うち糖尿病治療薬	人		
			うち向精神薬	人		
有 症 状 者 数	人数の把握		総数	うち 乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者
	感染症症状		人	人	人	人
	下痢		人	人	人	人
	嘔吐		人	人	人	人
	発熱		人	人	人	人
	咳		人	人	人	人
	便秘		人	人	人	人
	食欲不振		人	人	人	人
	頭痛		人	人	人	人
	不眠		人	人	人	人
	不安		人	人	人	人
	防 疫 的 側 面	食中毒様症状 (下痢、嘔吐など)				
風邪様症状 (咳・発熱など)						
感染症症状、その他						
ま と め	全体の健康状態					
	活動内容					
	アセスメント					
	課題/申し送り					

参考資料：表2「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」
(平成29年7月5日付 科発0705第3号地厚生労働大臣官房厚生科学科
長等連名通知)の(別添2)「避難所情報 日報(共通様式)」

2 自地域が応援側になった場合の対応概念と行動

基本戦略の赤線部分を担当

- (1) 被災地の医療需要を把握する
- (2) 被災地の医療供給能力を把握する
- (3) 応援側の医療資源情報を集める
- (4) 被災地への医療応援方法を調整する
 - ・ 医療チームを被災地へ派遣
 - ・ 傷病者を被災地外へ搬出 ⇒ 受け入れ

COP では赤枠部分についての情報収集をして、大分県医師会に報告する。

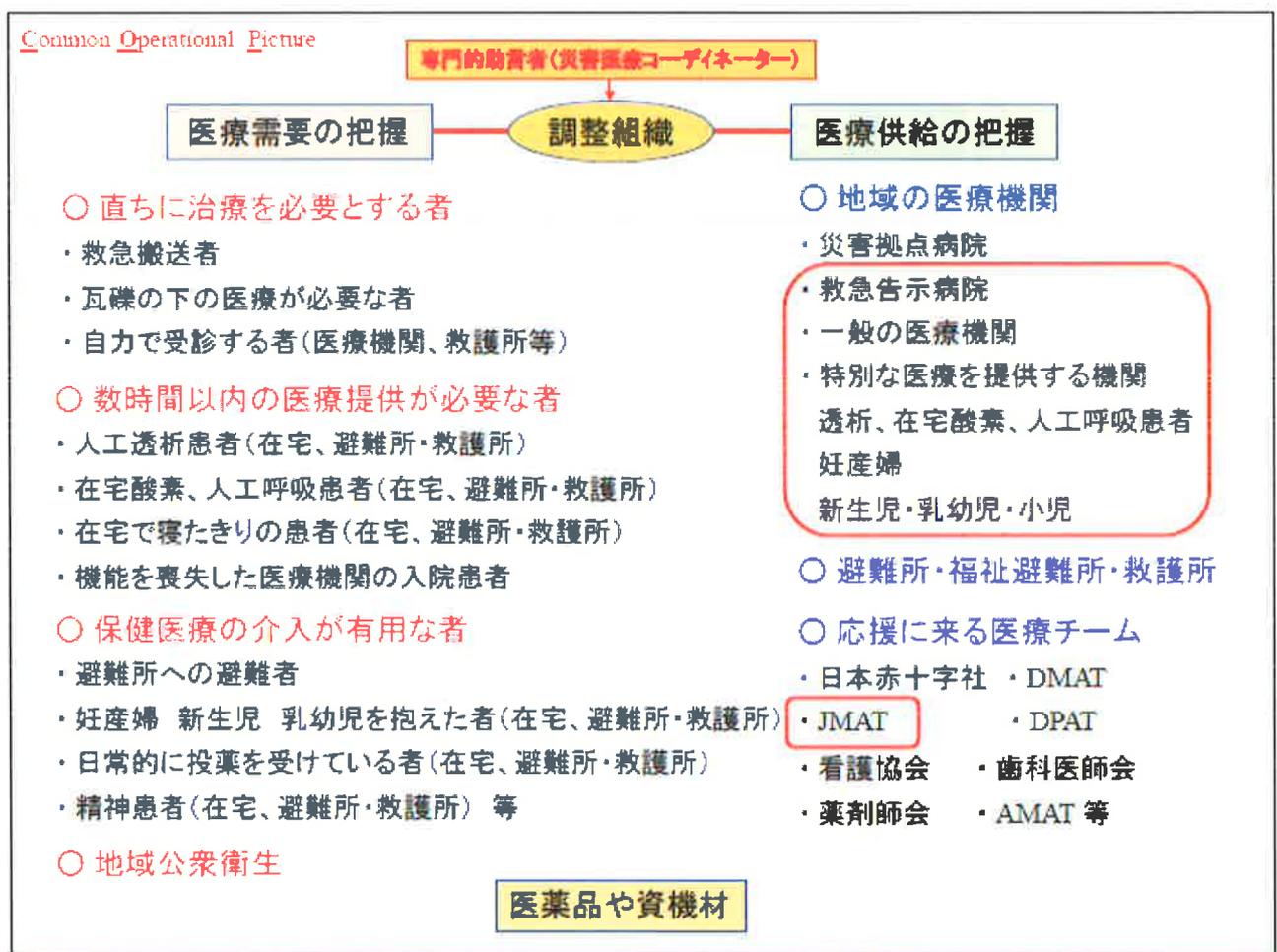


図6. 応援側の共通状況図 (Common Operational Picture)

○ 応援地郡市医師会担当理事、副担当理事の行動

- (1) 机から COP (共通状況図) を取り出す
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 郡市医師会に行く
- (4) 郡市医師会到着を県に参集した JMAT 等調整本部に知らせる
- (5) 下記の災害医療を構築する関係者を把握する
 - ・ 県災害医療コーディネーター _____
 - ・ 県に参集した JMAT 等調整本部(医師会関係者) _____
 - ・ 行政の災害医療担当者 _____
 - ・ 自地域受け入れ可能医療機関情報を集める者 _____
 - ・ 資機材・薬剤の情報を集める者 _____
 - ・ JMAT 編成、調整を行う者 _____
- (6) 担当者等と協力しながら COP の赤字情報を埋めていく
- (7) 県医師会に適宜情報を提供する
- (8) 県医師会から自郡市医師会の役割分担が提供されるのを待つ
- (9) 役割が決まったら会員に行動を指示する
- (10) 被災地からの傷病者受け入れ調整、派遣した JMAT からの情報を得る

○ 会員の行動

- (1) 机から COP (共通状況図) を取り出す
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 郡市医師会に連絡する (登録)
 - ・ 自分の名前と連絡先
 - ・ 自医療機関の傷病者受け入れ可能状況
 - ・ JMAT への参加可否
 - ・ 提供可能資機材・薬剤
- (4) 自施設の状況を入力
(ID : _____ PW _____)
【無床診療所の場合】 おおいた医療情報ほっとネット
【病院・有床診療所】 広域災害・救急医療情報システム (EMIS)
- (5) 郡市医師会からの指示を待つ

○ 事務局の行動

- (1) 机から COP (共通状況図) を取り出す
- (2) 郡市医師会に行く
- (3) 郡市医師会到着を会長、担当理事、副担当理事に知らせる
- (4) 郡市医師会内で以下の担当者を指名する
 - ・ 自地域受け入れ可能医療機関情報を集める者 _____

- ・ JMAT 編成、調整を行う者
- ・ 提供可能資機材・薬剤
- ・ 関係者の食事等を準備する者

(5) JMAT を編成する

(6) 郡市医師会担当理事、副担当理事に下記の情報を提供する

- ・ 受け入れ可能医療機関
- ・ 派遣可能 JMAT
- ・ 提供可能資機材・薬剤

(7) 自身の役割が継続できるような人的調整を行う

VII. 大分県医師会の役割と具体的行動

大分県医師会は次の4つの役割を担う

- ① 県災害医療コーディネーターの全面的支援
- ② 各郡市医師会から JMAT 大分の派遣調整に資する情報を収集・調整し、県災害医療コーディネーターに提供する
- ③ 県災害医療コーディネーターからの指示を各郡市医師会に伝える
- ④ 日本医師会や九州医師会連合会等の災害協定締結団体からの支援調整

○ 会長の行動

- (1) 自身と家族の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 大分県医師会館に行く
- (4) 机から COP (共通状況図) を出す
- (5) COP に関する情報から現状の災害医療需要—供給の全体像を把握する
- (6) 災害医療の包括的対応・指示を行う

○ 副会長の行動

- (1) 自身と家族の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 大分県医師会館に行く
- (4) 机から COP (共通状況図) を取り出す
- (5) COP に関する情報から現状の災害医療需要—供給の全体像を把握する
- (6) 担当理事に下記のいずれかの指示を出す
 - ・ 大分県庁災害医療対策本部に行く
 - ・ 大分県医師会館に行く
 - ・ 被災地の保健所等に行く
 - ・ 被災地の医師会館に行く

(7) 事務局に以下の役割分担を指示する

- ・ 郡市医師会事務局へ管内の被災状況報告を依頼する
- ・ 日本医師会と JMAT 派遣調整
- ・ 大分県内郡市医師会と JMAT 派遣調整
- ・ 九州医師会連合会等の災害協定締結団体と JMAT 派遣調整
- ・ 九州医師会連合会幹事県へ被災状況報告
- ・ 県災害医療コーディネーターとの連絡
- ・ 宿泊の手配
- ・ 継続的運営のための人材調整
 災害医療コーディネーター
 県庁等へのリエゾン等

○ 担当理事の行動

- (1) 自身と家族の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (4) 大分県医師会からの指示により以下のいずれかを実施
 - ・ 大分県庁災害医療対策本部に行く
 - ・ 大分県医師会館に行く
 - ・ 被災地の保健所等に行く
 - ・ 被災地の医師会館に行く
- (5) 必要な支援を実施

○ 県に登録されている災害医療コーディネーターの行動

- (1) 自身と家族の安全を確保する
- (2) 自施設の状況確認
- (3) 机から COP（共通状況図）を取り出す
- (4) 大分県医師会へ連絡して以下を報告（登録）
 - ・ 現在の自分の状況
 - ・ いつ、どこに参集すべきか
 - ・ 連絡の維持方法

○ 事務局の行動 ※職員全員対象

- (1) 自身と家族の安全を確保する
- (2) 大分県医師会館に行く
 - ・ 郡市医師会事務局へ管内の被災状況報告を依頼する
 - ・ 日本医師会と JMAT 派遣調整
 - ・ 大分県内郡市医師会と JMAT 派遣調整
 - ・ 九州医師会連合会等の災害協定締結団体と JMAT 派遣調整

- ・九州医師会連合会幹事県へ被災状況報告
- ・県災害医療コーディネーターとの連絡
- ・宿泊の手配
- ・継続的運営のための人材調整
 - 災害医療コーディネーター
 - 県庁等へのリエゾン等

(3) 大分県庁に行く ⇒ 災害医療対策本部に入る

(4) 大分県庁に行く ⇒ 県災害医療コーディネーターの補佐

VIII. 災害医療の基礎知識

○ 避難所

自治体の地域防災計画に基づいて設置されている避難施設

○ 福祉避難所

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（介護や福祉サービスが必要な者）のための避難施設

参考：福祉避難所の確保・運営ガイドライン

内閣府防災 www.bousai.go.jp/.../pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

○ 救護所

多数の負傷者が一度に発生した場合や、医療機関が多数被災し十分機能しないと判断した場合等に、市町村により設置される臨時の医療施設

○ 災害医療支援チームの基本的な役割（図11）

区分	主な役割
DMAT	病院支援（急性期医療支援）、医療搬送対応、現場緊急医療
JMAT	医療救護所支援、避難所巡回診療支援
日本赤十字社	医療救護所設置・運営、巡回診療、こころのケア
DPAT	精神科病院の支援、心のケア（避難所巡回）
歯科医師チーム	歯科医療支援（避難所巡回）
薬剤師チーム	薬剤処方支援、薬剤供給調整（医療救護所、避難所）
災害支援ナース	看護業務支援（医療救護所、避難所）
JRAT	リハビリ支援（避難所）
その他	系列病院の支援、避難所巡回診療支援 等

IX. 参考資料

○連絡先一覧

1 郡市等医師会

名 称	住 所	〒	局 番	電 話 番 号	F A X 番 号
豊後高田市	豊後高田市金谷町 1185 番地 加宝インテックビル K-202	879-0623	0978	22-3082	24-3187
国 東 市	国東市国東町小原 152-1 ジョイフルレジデンス Z-1 105	873-0511	0978	72-3892	72-3963
速見郡杵築市	速見郡日出町 3884-15	879-1506	0977	72-1230	72-1866
大 分 郡 市	大分市大字荏隈字庄の原 1790-1	870-0876	097	546-1163	546-1173
大 分 東	大分市大在中央 1 丁目 12 番 1 号 メゾン芦刈 102 号	870-0251	097	592-3142	593-2128
佐 伯 市	佐伯市鶴谷町 1 丁目 7 番 28 号	876-0811	0972	23-1300	24-1660
豊後大野市	豊後大野市三重町百枝 1086 番地 12	879-7152	0974	22-0705	22-6149
竹 田 市	竹田市大字拝田原 448 番地	878-0025	0974	62-3058	63-0516
玖 珠 郡	玖珠郡玖珠町大字山田 2696 番地	879-4412	0973	72-5550	72-5144
日 田 市	日田市清水町 803 番地の 1	877-1232	0973	24-2228	24-7080
宇 佐 市	宇佐市大字南宇佐 635	872-0102	0978	37-3000	37-1603
大 分 市	大分市大字宮崎 1315 番地	870-1133	097	568-5780	567-1934
別 府 市	別府市上田の湯町 10 番 5 号	874-0908	0977	23-2277	24-7664
中 津 市	中津市大字永添 2110-8	871-0162	0979	22-0993	24-1486
津 久 見 市	津久見市大字千怒 6011 番地	879-2401	0972	82-1123	82-8411
臼 杵 市	臼杵市大字戸室字長谷 1131 番地 1	875-0051	0972	63-0099	63-6163
大分大学医学部	由布市狭間町医大ヶ丘 1-1	879-5593	097	586-5008	586-5058

2 大分県

名称	住所	〒	局番	電話番号	FAX 番号	災害時緊急 連絡用携帯
大分県福祉保健部 医療政策課(政策医療班)	大分市大字町3丁目 1番1号	870-8501	097	506-2659	506-1734	090-9592-5496
大分県福祉保健部健康 づくり支援課 (管理・疾病対策班)	〃	〃	〃	506-2672	506-1735	

3 保健所

名称	住所	〒	局番	電話番号	FAX 番号
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井 14-11	874-0841	0977	67-2511	67-2512
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34	875-0041	0972	62-9171	62-9173
南部保健所	佐伯市向島 1-4-11	876-0844	0972	22-0562	25-0206
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場 934-2	879-7131	0974	22-0162	22-7580
西部保健所	日田市田島 2-2-5	877-025	0973	23-3133	23-3136
北部保健所	中津市中央町 1-10-42	871-0024	0979	22-2210	22-2211
大分市保健所	大分市荷揚町 6-1	870-0046	097	536-2222	532-3105

災害拠点病院・大分DMAT指定病院の指定状況

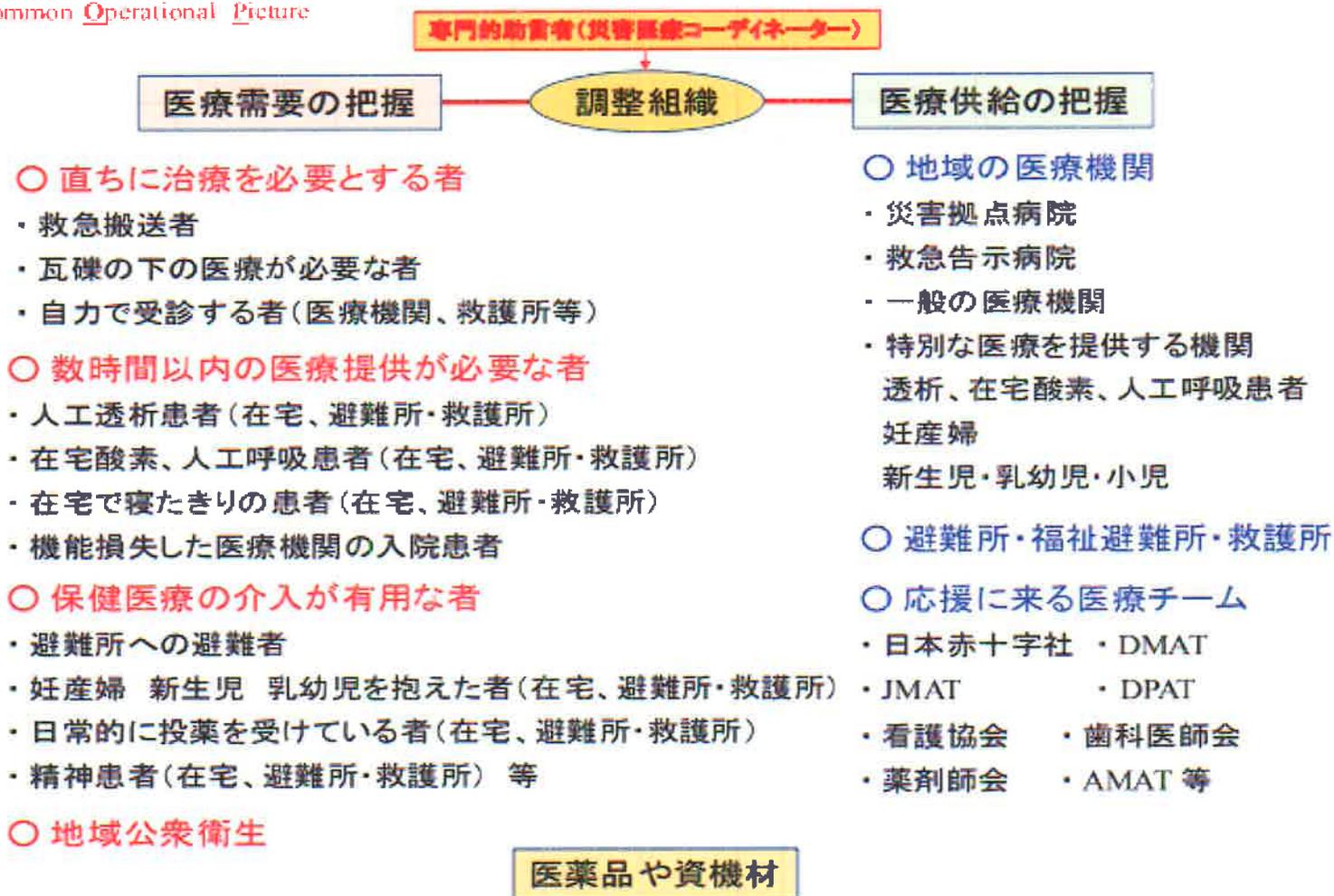
病院名		DMAT病院 指定状況	災害拠点病院 指定状況
1	国東市民病院	19年度指定	H9.3.28
2	新別府病院	H20.2.4	H9.3.28
3	大分県立病院	14病院	H9.3.28
4	大分市医師会立アルメイダ病院		H9.3.28
5	大分赤十字病院		H9.3.28
6	大分中村病院		—
7	大分三愛メディカルセンター		—
8	大分大学医学部附属病院		H26.3.26
9	臼杵市医師会立コスモス病院		H9.3.28
10	南海医療センター		H9.3.28
11	豊後大野市民病院		H9.3.28
12	大分県済生会日田病院		H9.3.28
13	中津市立中津市民病院		H15.10.7
14	宇佐高田医師会病院		H9.3.28
15	別府医療センター	20年度指定	—
16	大分県厚生連鶴見病院	H21.3.30	—
17	医療法人敬和会大分岡病院	4病院	—
18	天心堂へつぎ病院		—
19	大分医療センター	23年度指定	—
20	佐賀関病院	H23.11.24 2病院	—
21	竹田医師会病院	25年度指定 H26.3.1 1病院	H22.10.1
22	大久保病院	29年度指定 H30.3.1 1病院	H30.3.20

災害拠点病院・大分DMAT指定病院の配置状況



【共通状況図 (Common Operational Picture)】

Common Operational Picture



※担当者は、COPに従って、管轄地域の情報収集を行う。

大規模事故・災害への体系的な対応に必要な項目

CSCATTT

医療管理項目

C: Command and Control (指揮, 統制・調整・連携)
S: Safety (安全)
C: Communication (情報伝達)
A: Assessment (評価)

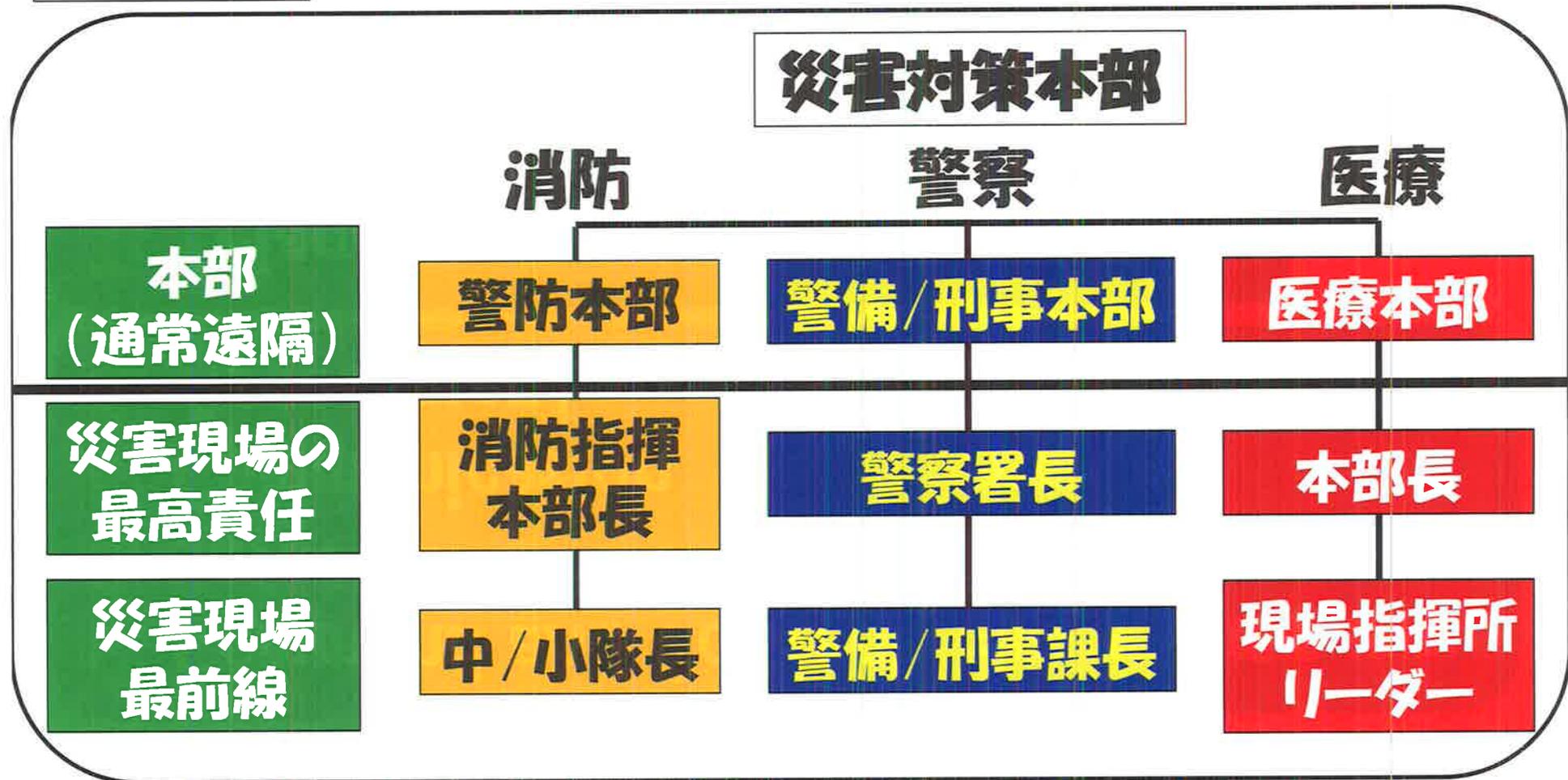
T: Triage (トリアージ)
T: Treatment (治療)
T: Transport (搬送)

3T

医療支援項目

CSCA

Command (指揮) and Control (統制・調整・連携)



確立すべきは 各機関内での“タテ”の指揮系統と
各レベルでの関係各機関の“ヨコ”の連携

大分県医師会災害医療マニュアル（第1版）

発行者 大分県医師会（2019年 3月）

監修 大分県医師会救急・災害医療対策委員会

委員（◎委員長）

◎坂本 照夫 大分大学医学部附属病院高度救命救急センター長

石井 圭亮 大分大学医学部附属病院高度救命救急センター副センター長

玉井 文洋 大分三愛メディカルセンター救急科部長

河野 義久 河野脳神経外科病院長

河野 幸治 大分県医師会 副会長（救急担当）

田代 幹雄 大分県医師会 常任理事（救急担当）

内田 一郎 大分県医師会 常任理事（救急担当）

大分県医療政策課

大分県保健所長会

問い合わせ先 大分県医師会 地域保健課

Tel 097-532-9121

